

障害者・障害児歯科診療を行っている  
口腔保健（歯科）センターにおける  
防災計画策定の手引き  
初版

日本障害者歯科学会 災害対策委員会 （2022 年） 編

## 目次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| はじめに                       | 1  |
| 1. 防災計画を策定する前に確認していただきたいこと | 2  |
| 1.1 本書の活用の方法について           | 2  |
| 1.2 防災計画と事業継続計画（BCP）について   | 2  |
| （1）防災計画とは                  | 2  |
| （2）事業継続計画（BCP）とは           | 2  |
| 2. 防災計画策定のためのポイントとチェックリスト  | 3  |
| 2.1 防災計画の目的と3つの重要原則        | 3  |
| 2.2 備え                     | 4  |
| （1）センターにおける災害リスクを考える       | 4  |
| （2）人を守るための備え               | 6  |
| （3）情報を守るための備え              | 7  |
| （4）その他の備え                  | 8  |
| （5）暫定的な防災計画策定に向けてのまとめ      | 9  |
| 3. 初動マニュアル                 | 10 |
| 3.1 勤務中に被災した場合の対応          | 10 |
| （1）直後の対応                   | 10 |
| （2）治療中の対応                  | 11 |
| （3）地域被害状況の情報収集と避難の判断       | 12 |
| （4）報告・情報の発信                | 12 |
| 3.2 休日もしくは出勤前に被災した場合の行動    | 12 |
| 参考文献                       | 13 |
| 参考資料Ⅰ 日本障害者歯科学会災害時対応行動指針   | 14 |

はじめに

日本障害者歯科学会は、平成 28 年に大災害時対応検討委員会を理事長諮問委員会として発足させ、災害時における学会としての災害時行動指針（※参考資料 1）や地域の歯科医師会や自治体が開設し、障害者・障害児歯科診療を行っている口腔保健（歯科）センター（以下センターとする）の実態を知るため平成 29 年にアンケート行いました。平成 30 年より災害支援委員会として常設委員会になりましたが、令和 2 年度より災害対策委員会と名称を変更しました。その他の活動として、実際に発生した大災害時（大阪北部地震、北海道胆振東部地震をはじめ、豪雨災害）においても対応を行ってきました。

平成 29 年に行った地域のセンターへのアンケートの結果<sup>1)</sup>によりますと、防災計画を策定している施設は 37%、避難方法を決めている施設は 38%、物資の備蓄は 26%でした。また、被災後の歯科支援計画は 57%の施設で作成していると回答していましたが具体策は未定のところが多く認められました。地域のセンターは、大災害時の障害者歯科の拠点として期待できますが、体制づくりを支援する必要があると考えられました。

体制づくりの一環として、地域のセンターが、それぞれの施設にあった防災計画および事業継続計画を策定することが必要であると考えていますが、日々の診療等で準備することは難しいと思われます。

ぜひ、この手引きを活用いただき、まずは、簡易的な防災計画を策定してください。被災後の地域の障害者歯科保健医療の早期復旧を含めた事業継続計画（BCP）についても検討いただけると幸いです。

（※参考資料 1 については、参考文献の後に掲載）

## Ⅰ. 防災計画を策定する前に確認していただきたいこと

### Ⅰ.Ⅰ 本書の活用する方法について

- 「★ポイント」には、防災計画を策定する前に確認しておくべき事項を記載しました
- 防災計画を策定する前に調べておくべき事項や急ぎ対応すべき事項があります。
- なぜ、防災計画に記載しなければならないのか、事前に調べておくべき事項を明記しています。
- 「★チェックリスト A」には、それらの事項を確認、調べたかをチェックできるようにしてあります。
- 「★チェックリスト B」には、実際に防災計画策定の際に必要な項目が記載されているかをチェックできるようにしてあります。
- ポイントに記載されている内容を確認し、チェックリスト A に記載されている事項について確認または、調べた上で、防災計画を策定し、記載漏れがないかチェックリスト B で確認してください。
- チェックリスト B の項目が満たされていれば、最低限の暫定的な防災計画が策定できます。

### Ⅰ.2 防災計画と事業継続計画（BCP）について <sup>2)</sup>

#### （Ⅰ）防災計画とは

防災計画は、災害による被害を減らすための計画です <sup>2)</sup>。目的は患者や職員の身体・生命を守る事が最優先事項となります。また、施設の建物や医療器械、カルテなどの情報損失の被害を軽減することを目指します。そのため、事前の「備え」と被災直後の「初動」が重要です。そして、繰り返し訓練を行うことで防災計画の問題点を明らかにして改善していくことが大切です。

#### （Ⅱ）事業継続計画（Business Continuity Plan, BCP）とは

被災後、地域医療機関の最大のミッションは、患者・職員の身体・生命を守る事以外にも、活動が制限させる環境において地域のために保健医療活動について優先順位をつけて継続もしくは早期復旧を目指すことです。

防災計画とBCPはセットで考えていく事が望ましいですが、まずは防災計画を策定することから始めてみましょう。

## 2. 防災計画策定のためのポイントとチェックリスト

### 2.2 防災計画の目的と3つの重要原則<sup>3)</sup>

#### ★ポイント：防災計画を策定する上で確認しておくべき事項

- 防災計画の目的と3つの重要な原則については、職員全員が理解することが重要です。
- 防災計画の目的は、「人を守る」ことが最優先事項です。利用者（患者や付添い者等）、職員の生命、安全確保を最優先に計画を策定しましょう。
- そのためには、「備え」と「初動」が重要です。
- 「人を守る」ためには、センターがある建物の状態を把握することも重要です。
- 事業を継続するにあたって設備や情報等の必要な「資源を守る」ことも大切です。
- 防災計画の3つの重要な原則は、①生き残ること（人命の安全確保）、②とにかく着手し、見直し・改善すること、③優先順位をつけることとされています。
- 計画策定ことを先延ばしにせず、簡易的なものから策定しましょう。その後、策定した計画に沿って、準備や訓練等を行い、計画を見直して修正し、改善を行っていきましょう。

#### ★チェックリスト A：防災計画策定前に確認すべき事項、調べるべき事項

- ☐ 利用者（患者や付添い者等）、職員の生命の安全確保を最優先であることを職員全員に周知し、防災計画の策定の必要性を説明し、理解してもらえたか。
- ☐ 職員全員が、センターの建物、設備、情報など事業を継続するにあたって必要な「資源を守る」ことも防災計画の目的のひとつであることを理解しましたか。
- ☐ 職員全員が、生き残ること（人命の安全確保）が最優先であることを理解しましたか。
- ☐ 計画の策定を先延ばしにせず、簡易的なものから策定することについて理解しましたか。

#### ★チェックリスト B：防災計画に記載すべき事項

- ☐ 防災計画の目的
- ☐ 定期的、継続的な防災訓練の義務化
- ☐ 備蓄品のリストと点検の義務化
- ☐ 訓練後の計画の見直し、マニュアル等の修正、備蓄品の交換等の確認の義務化
- ☐ 被災後に取組む業務の優先順位

## 2.2 備え（事前準備）

### （１）センターにおける災害リスクを知る

★ポイント：防災計画を策定する上で確認しておくべき事項

- センターの地理的な特徴を理解し、起こりえる災害の想定を予め知っておくことでセンターに必要な対策が立てることが出来ます。
- 自治体が作成した地域防災計画を入手（インターネットで「●●県地域防災計画」「●●市地域防災計画」などで検索すると掲載されています）してください。
- 地域防災計画には、その地域で想定される災害が明記されています。（例：静岡市<sup>3)</sup>では台風、温帯低気圧、竜巻、水害、土砂災害、高潮・高波、地震、津波、火山噴火、原子力災害等が掲載されています）特にセンターにとって備えておくべき災害は何かを地域防災計画や防災（ハザード）マップ等で詳細に確認しましょう。
- 防災マップは、センターのある地域の土砂災害、浸水、南海トラフ地震で想定される震度や津波の高さ、液状化現象の有無等が記載されています。
- センターの被害想定（土砂災害の警戒区域内か、浸水区域か、最大震度は、液状化する地盤か、津波の高さ等）を実際書き出し、職員全員が理解しておきましょう。訓練の時に想像して行動することができます。
- センターのある建物の防災計画についても確認しましょう。共同の防災訓練が行われているようであれば積極的に参加して、他の組織がどのような行動をするのか知っておくことも大切です。
- センターが歯科医師会の建物内にある場合は、歯科医師会の防災計画に沿って行動する場合があります。必ず確認し、センターの防災計画を作成する際は、歯科医師会の防災計画を参考にしてください。センターが歯科医師会の建物内がない場合でも、歯科医師会がどのような行動を取るのか、情報共有の方法等についても確認しておくことも重要です。
- 台風等の大雨については、様々な方法で情報を入手することができます。自治体等から警戒レベルが発令されます。それらの情報をリアルタイムで入手できる環境を整えておきましょう。
- 台風等については、前日から被害想定や交通機関運休等の情報も入手が可能です。休診にするかを決定するための基準を決めておくことも必要でしょう。

★チェックリスト A：防災計画策定前に確認すべき事項、調べるべき事項

- ☐ センターのある場所の自治体で作成した地域防災計画を入手しましたか。
  - ☐ センターのある場所の自治体で作成した防災（ハザード）マップを入手しましたか。
  - ☐ センターのある建物の防災計画について確認・入手しましたか。
  - ☐ 歯科医師会の防災計画を入手し、内容を確認しましたか。
  - ☐ センターが歯科医師会の建物に入っている場合、歯科医師会の防災計画にセンターの防災計画が明記されていますか。
  - ☐ リアルタイムで災害による避難レベルの情報を入手する方法はありますか。
    - ① 携帯電話にアプリが入っていますか。
    - ② 自治体の緊急防災情報※が入手できますか。
- ※自治体によっては、自治体のホームページやLINE公式アカウントから随時発信しているため、情報の入手が可能です。登録（ともだち追加）などを行っておきましょう。
- ☐ 台風等の水害が予想される場合、前日から休診を決定する、早期に避難する等の基準がありますか。

★チェックリスト B：防災計画に記載すべき事項

- ☐ センターの被害想定
  - ① 砂災害の警戒区域内か
  - ② 台風等の大雨時に浸水区域内か
  - ③ 南海トラフ地震等の想定される大地震において最大震度
  - ④ その際に予想される津波の高さと到達時間
  - ⑤ 建物およびその周囲の地盤は液状化の危険性
- ☐ 予想される災害（台風等の水害等）への対応（前日から休診を決定する・早期に避難する等）の基準

## (2) 人を守るための備え

### ★ポイント：防災計画を策定する上で確認しておくべき事項

- センターにいる人命を守るためには、まずセンターのある建物が、想定される災害に対してどれほど安全（危険）なのかを確認しておく必要があります。
- 建物の被害想定により、避難方法が異なります。安全であれば、センターのある建物に留まることができますが、危険であれば、急ぎ屋外に避難することを最優先にする場合があります。
- 備品や設備の被害を可能な限り減らすための対策を行いましょう。
- 備蓄品（非常用持出品を含む）についても準備しましょう。（※参考資料2）  
（※参考資料2：「障害者歯科医療機関 備蓄チェックリスト」（学会ホームページ参照））
- 訪問診療等の外出時に被災した際の避難方法についても決めましょう。

### ★チェックリストA：防災計画策定前に確認すべき事項、調べるべき事項

- ☐ センターのある建物は、1981年改正された建築基準法（新耐震基準）以前に建てられたものですか。耐震補強等について確認しましたか。
- ☐ 浸水被害を最小限にする準備（土のうや止水板等）について検討しましたか。
- ☐ 参考資料2「障害者歯科医療機関 備蓄チェックリスト」を確認しましたか
- ☐ 建物を外側から見回り、落下しそうな物は、ありませんか。
- ☐ 窓ガラスに飛散防止対策（耐震ガラスや飛散防止フィルム等）<sup>4)</sup>をしていますか。
- ☐ 天井に落下しそうな物（特に診療台付近）について固定されていますか<sup>4)</sup>。
- ☐ 診療台やエックス線撮影装置等の大型機械や家具の固定はされていますか<sup>4)</sup>。
- ☐ 危険物（劇薬）の容器は飛散しないように安全な保管体制にしていますか<sup>4)</sup>。
- ☐ 診療室、待合室、受付等の掲示物等の落下防止対策をしていますか<sup>4)</sup>。

### ★チェックリストB：防災計画に記載すべき事項

- ☐ 避難所、救護所までの安全な経路（車椅子やストレッチャー等での移動も想定）
- ☐ 浸水時の避難方法および経路（建物の孤立化が予想される場合の避難方法）
- ☐ 浸水時の施設内避難場所（2階等）の検討結果
- ☐ 帰宅困難者への対応
- ☐ 訪問診療等の外出時の対応

## (3) 情報を守るための備え

### ★ポイント：防災計画を策定する上で確認しておくべき事項

- カルテや患者の個人情報を守るための対策を検討しましょう<sup>4)</sup>。
- 利用者に対して定期的・継続的に防災に関する調査を行うことをお勧めします。  
調査内容に避難先（自宅避難も含む）の情報の記載や口腔ケア用品の備蓄の有無  
について入れることで個人の防災意識を高めることにつながると考えられます。

★チェックリストA：防災計画策定前に確認すべき事項、調べるべき事項

- ☐ 患者データは、電子化されていますか。
- ☐ 電子化された患者データのバックアップは定期的にされていますか。
- ☐ センターのある建物周囲の浸水想定被害を確認し、電子化されていない情報  
や、カルテ、コンピューターは、それ以上の高さに保管、設置していますか。
- ☐ 利用者にアンケートを行い、センター以外で被災した場合の避難先（福祉避難  
所や自宅避難等）などの情報を把握し、随時情報を更新する

★チェックリストB：防災計画に記載すべき事項

- ☐ 個人情報（カルテ、患者データ、PC等）の管理方法
- ☐ 利用者アンケートを行っていれば、その情報（避難先）

#### (4) その他の備え

##### ★ポイント：防災計画を策定する上で確認しておくべき事項

- 被災直後、どのようにして安全を確保し、利用者および職員を避難させるかについて予め初動マニュアル（アクションカード等）を作成しておくことをお勧めします。初動マニュアルについては、簡易版を作成して次の頁に掲載していますので参考にしてください。
- マニュアルは、訓練等を実施し、本当に活用できるものか、改善すべき点があれば、見直し、修正しましょう。
- 訓練の際に備蓄品の点検（期限切れ等の確認）も実施しましょう。
- 利用者に対して定期的・継続的に防災に関する調査を行うことをお勧めします。調査内容に避難先（自宅避難も含む）の情報の記載や口腔ケア用品の備蓄の有無について入れることで個人の防災意識を高めることにつながると考えられます。
- 休診日に発災したことも想定し、職員の安否等の確認を行うための手段を決めておきましょう。できれば複数の手段（LINE、電子メール、Skype 等）を確保しましょう。

##### ★チェックリストA：防災計画策定前に確認すべき事項、調べるべき事項

- ☐ センターのある建物で防災訓練が行われていますか。できればその日を訓練日として参加しましょう。
- ☐ 職員の安否等の確認を行うための手段を決めておきましょう。

##### ★チェックリストB：防災計画に記載すべき事項

- ☐ 被災直後の行動（初動マニュアルが作成されている）。
- ☐ 休所時の職員への緊急連絡方法（できれば複数の手段）

**(5) 暫定的な防災計画策定に向けて：防災計画に記載すべき事項のまとめ**

- ☐ 防災計画の目的
- ☐ 定期的、継続的な防災訓練の義務化
- ☐ 備蓄品のリストと点検の義務化
- ☐ 訓練後の計画の見直し、マニュアル等の修正、備蓄品の交換等の確認の義務化
- ☐ 被災後に取組む業務の優先順位
- ☐ センターの被害想定
  - ① 土砂災害の警戒区域内か
  - ② 台風等の大雨時に浸水区域内か
  - ③ 南海トラフ地震等の想定される大地震において最大震度
  - ④ その際に予想される津波の高さと到達時間
  - ⑤ 建物およびその周囲の地盤は液状化の危険性
- ☐ 予想される災害（台風等の水害等）への対応（前日から休診を決定する・早期に避難する等）の基準
- ☐ 避難所、救護所までの安全な経路（車椅子やストレッチャー等での移動も想定）
- ☐ 浸水時の避難方法および経路（建物の孤立化が予想される場合の避難方法）
- ☐ 浸水時の施設内避難場所（2階等）の検討結果
- ☐ 帰宅困難者への対応
- ☐ 訪問診療等の外出時の対応
- ☐ 個人情報（カルテ、患者データ、PC等）の管理方法
- ☐ 利用者アンケートを行っていれば、その情報（避難先）
- ☐ 被災直後の行動（初動マニュアルが作成されている）。
- ☐ 休所時の職員への緊急連絡方法（できれば複数の手段）

### 3. 初動マニュアル<sup>4)</sup>

#### 3.1 勤務中に被災した場合の対応

##### (1) 直後の対応

具体的な行動をそのまま使用できるマニュアルにしてみました。

処置の中断については、センターの建物の被害状況や行われている全身管理の方法についても異なると思いますので、センターに適した対応に変更してご活用ください。

大切なことは、

**「命を守ることが最優先」**ということです。

##### ① 診療室内の利用者（患者、付き添い者等）に対して

- ☐ 落ち着いて行動するように指示する
- ☐ 姿勢を低くし、頭部を保護させる  
⇒防災用ヘルメット着用可能であれば、直ちに用を指示する
- ☐ 治療を中止し、診療台から降りていただく（車椅子等への移乗を行う）
- ☐ エックス線撮影室から退出させる
- ☐ 診療室内の安全な場所に誘導する
- ☐ 本人のストレッチャー等で診療している場合は、落下物の危険があるところからストレッチャー等を移動させる等の対応をする

##### ② 待合室の利用者に対して

- ☐ 職員の指示に従い、落ち着いて行動するように呼び掛ける
- ☐ 姿勢を低くし、両手や持ち物で頭部を保護するように指示する。  
⇒防災用ヘルメット着用可能であれば、直ちに着用を指示する
- ☐ 待合室内の安全な場所に誘導する
- ☐ ストレッチャー等で移動する利用者については、特に落下物に注意する

## （２）治療中の対応<sup>5)</sup>

※センターが設置されている建物の安全性が確認できていない場合は、最低限の対応に止める

処置の中断については、センターの建物の被害状況や行われている全身管理の方法についても異なると思いますので、センターに適した対応に変更してください。

- 外科治療 安全に中断できるところで、中止する。止血・閉創する。  
内服薬の処方 は長めにする。
- 歯内療法 中止する。仮封は疼痛が出ないように配慮する。  
内服薬の処方 は長めにする。
- 歯周療法 中止する。必要な口腔ケアグッズを持たせる。
- 歯冠修復・補綴治療 中止する。疼痛の出ない状態で中断する。  
仮封材は長持ちするものを選択する。
- 有床義歯 中止する。軟性裏装材の使用を考慮する。
- 笑気吸入鎮静法 中止する。麻酔担当医の指示に従う。
- 静脈内鎮静法 中止する。麻酔担当医の指示に従う  
車イスあるいはストレッチャーや担架で移動する。  
救急セット、非常持ち出し薬品、バッテリー機能付きモニターを用意する。
- 全身麻酔 中止する。麻酔担当医の指示に従う。  
覚醒し抜管後バイタルが安定したら、ストレッチャーや担架で移動する。  
覚醒前に危険が及ぶ場合、バックバルブマスク（アンビュバック）にて換気、  
ストレッチャーや担架で移動する。  
救急セット、非常持ち出し薬品、バッテリー機能付きモニターを用意する。

・被災後他院への受診や救護所で治療が必要になった時のために、簡単な処置内容と利用者への接し方をメモして、利用者に渡しておく<sup>4)</sup>。

・処置内容については、平時より説明の用紙を作成しておくことも検討する。  
患者への接し方やコミュニケーションの取り方については、時間がない場合、付き添い者から申し添えるよう助言する。または、救護所に医療用・歯科用コミュニケーションボードを設置してもらうなどの地域レベルでの事前の対応が必要。

### (3) 地域被害状況の情報収集・避難の判断

- ☐ 地域の被害状況、公共交通、道路通行規制情報等についてテレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する
- ☐ 利用者・職員の負傷状況の把握
- ☐ 総合的に以下の避難方法判断する
  - ① 帰宅させる ② 避難所へ移動 ③ センターのある建物に留まる
- ☐ 避難の際は、ガスのバルブ（元栓）を閉め、コンセントを抜き、ブレーカーを切る。

### (4) 報告・情報の発信・収集

- ☐ 職員や利用者の家族への連絡
  - ☐ 組織上部、歯科医師会、外勤や休んでいる職員等へ連絡
- ※対応に追われている時は、優先順位（職員の安否確認、上司への報告、地域歯科医師会、つながっている障害者団体等）を付けて通信手段を確保し、避難後、安全が確保できた状態で行う。
- ☐ 報告内容は、①職員の安否情報 ②センターの被害状況 ③受援の必要性等

## 3.2 休日もしくは出勤前に被災した場合の行動

- 職務中以外で被災した場合の行動について事前に決めておきましょう
- 大切なことは、全職員とその家族の  
「命を守ることが最優先」ということです。
- まずは、職員自身と家族の安全を確保することを全職員に徹底させてください。

その上で

- ☐ 職員自宅の被害状況、職員自身、家族の状況等を把握し、避難の必要かの判断等の通常自宅で被災した場合の対応に沿って行動する。
- ☐ 職員間の情報（安否）確認メール等が送られてきた場合、状況を報告する。
- ☐ 自宅周囲、職場周囲の被害状況（道路、公共交通機関等も含む）もラジオ、テレビ、インターネット等から情報を把握してください。
- ☐ 被害も最小限で交通情報等から安全に職場まで移動できる人（徒歩圏内）は、職場に出勤して、センターの建物の被害状況を確認しましょう（2次災害の危険性もあるので絶対に無理をしない）。

## 参考文献

- 1) 障害者歯科医療機関がすべき災害への備え—センターへ実施した実態調査を踏まえて—(抄). 日本障害者歯科学会雑誌 2021 年 42 巻 3 号
- 2) 中小医療機関のための BCP 策定マニュアル 本田茂樹 著 社会保険研究所
- 3) 静岡市地域防災計画 一般対策編 静岡市
- 4) 歯科医院の防災対策ガイドブック 中久木康一 著 医歯薬出版株式会社
- 5) 地震防災ガイド ～診療室の減災マニュアル～ 愛知県歯科医師会

初版 日本障害者歯科学会災害対策委員会作成

2022 年度

理事長 小笠原正

委員長 松尾浩一郎 副委員長 河瀬聡一郎

委員 秋山茂久、猪狩和子、中久木康一、服部清、宮下直也

外部委員 大黒英貴（日本歯科医師会）、久保山裕子（日本歯科衛生士会）

2021 年度

理事長 弘中祥司

委員長 服部 清 副委員長 河瀬聡一郎

委員 秋山茂久、足立了平、猪狩和子、中久木康一、宮下直也

外部委員 大黒英貴（日本歯科医師会）、久保山裕子（日本歯科衛生士会）

## 参考資料 I

### 日本障害者歯科学会 災害時対応行動指針

#### 1. 基本方針

- 1) 被災した障害のある人の口腔保健に関わる不利益を最小限にするために関連団体と連携して支援活動を行う
- 2) 歯科医療従事者が、災害時に障害のある人に対して適切な支援を行うことができるよう知識・技術・態度の向上を図るべく、普及・啓発を行う

#### 2. 活動の目標

被災した障害のある人が、できる限り早期に歯科医療・保健を合理的配慮のもとに受けることができる環境を関連団体と連携して整える。

- 1) 被災地で障害のある人が早期に被災前と同等の歯科医療・保健活動を受けられるよう現地を支援する
- 2) 被災地域にある障害者歯科医療・保健拠点が早期に復旧できるよう支援する
- 3) 被災した学会員が早期に障害のある人への歯科医療・保健活動を再開できるように支援する

#### 3. 災害支援本部の設置（省略）

#### 4. 平時の活動

災害時に迅速かつ適切な支援活動が行えるようにするために平時に以下の活動を行い準備する。

- 1) 災害時要配慮者情報収集ネットワークの構築
- 2) 口腔保健センター、歯科大学を拠点とする災害時障害者歯科支援体制の構築
- 3) 災害時の障害者への歯科支援者の養成と登録
- 4) 関連団体との災害時支援に関する情報交換